

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和7年10月24日耳原病院労働組合執行委員長内海裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年10月31日

大阪府知事 吉村 洋文

1 事件

年末一時金等の要求に関する件

2 日時

令和7年11月6日から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる施設において、耳原病院労働組合の組合員が従事する全職場

名 称	所 在 地
一般社団法人泉州メディカ本部事務局	堺市堺区高砂町四丁109番3号
一般社団法人泉州メディカ協和薬局	同 同 協和町四丁465番2号
一般社団法人泉州メディカタンポポ薬局	同 西区鳳南町五丁598番2号
一般社団法人泉州メディカたかさご薬局	同 堺区高砂町四丁109番3号
一般社団法人泉州メディカヒマワリ薬局	同 北区蔵前町三丁5番46号
一般社団法人泉州メディカあゆみ薬局	同 堺区宿屋町東一丁2番23号
一般社団法人泉州メディカみのり薬局	岸和田市荒木町二丁目2番22号
一般社団法人泉州メディカさくら薬局	大阪狭山市西山台三丁目2番8号
一般社団法人泉州メディカきたのだ薬局	堺市東区南野田131番4号

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。